

「健康食品」問題を検討するにあたっての東京都の認識

「健康食品」には、国が一定の機能表示を認めた「保健機能食品」から、効果等に科学的な根拠がないものや健康に悪影響を及ぼすようなものまで含まれる。製品による機能や品質の差が大きいため、「健康食品」の良し悪しを一律に論ずることはできない。

また、不足する栄養素を補う目的では、栄養補助目的の「健康食品」の必要性も想定されるが、「いわゆる健康食品」の大部分は、生活に必須なものとは考えにくい。

しかし、「健康食品」が都民の日常生活に広く浸透している現実を考えると、「健康食品」の負の部分への対策と共に、「健康食品」が安全に利用される環境の整備を、より積極的に行っていく必要がある。

「健康食品」：健康の保持増進に資する食品として販売・利用される食品

「いわゆる健康食品」：「健康食品」から保健機能食品を除いたもの